

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成24年6月7日（木曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

○議事日程追加

- (6) 議案第5号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について
- (7) 議案第6号 平成24年度農業会議への施策要望について

○出席委員（34名）

1番 内藤 雅夫 君	2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君
4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君
7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君
10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君
13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君
16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君
19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君
22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君	25番 永井 博光 君
26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 道家 守 君	33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君
36番 三輪 正善 君		

○欠席委員（2名）

24番 相宮 千秋 君 35番 岩田 幸子 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君	農業委員会事務局係長	津谷 和子 君
農業委員会事務局主査	古田 考幸 君	板取事務所 主任主査	長屋 一也 君
武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 課長補佐	土屋 一夫 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 皆様おはようございます。これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、最初に関市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からごあいさつをお願いします。

○議長（深川俊朗君） 本日も、よろしく申し上げます。私の事です大変申し訳ありませんが、6月5日に叙勲の伝達式に皇居に行ってきました。今回の叙勲は皆様のご支援があってこそと感謝しております。それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 皆様おはようございます。まずは、6月5日付けで議員推薦の太田博勝さんから三輪正善さんに交代されましたので、私の方から辞令を渡したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

（三輪正善 委員へ辞令交付）

深川会長、春の叙勲おめでとうございます。又、お忙しい中、農業委員会総会を賜りまして心より感謝申しあげたいと思います。

異常気象について毎年話が出ますが、先般も関市でも寒気の流入によって一時的に、雹が降った事により一部のハウスの損傷、里芋あるいは、茄子の葉が痛んだという事で農作物への被害を心配している所でございます。又、一部では雨が降っていないという事で、農業用水の水量がかなり少なくなっています。今後、予報では梅雨入りをするような事は言っていますが、なかなかまとまった雨が降らないという事でご心配やご迷惑をおかけする部分もありますが、私共としては、適切な対応が取り応援したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。本日は、議会中のため、退室させて頂きます事をお詫び申し上げまして、本日の総会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。本日はどうかよろしく申し上げます。

（経済部長 坂井一弘君、退席）

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。本日は、24番 相宮千秋委員、35番 岩田幸子委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

25番 永井博光委員、26番 野村 茂委員のお二人をお願いします。

それでは、議案の審議に入ります前に議会推薦の三輪委員より挨拶をいただきたいと思っております。

（三輪委員あいさつ略）

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は鋳物師屋地内、南天神公園の東100mほどに位置する畑と、ギフト館林檎関店の北50mほどに位置する畑、計4筆、2,101㎡です。

申請人は親子で、譲渡人は息子に申請地を譲り、農業耕作を継続発展させ、農業経営基盤の安定

拡充を図りたいというものです。

5月18日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

2番の案件と同時許可案件です。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、肥田瀬地内、関中央病院の東300mほどに位置する農振農用地の田、3,469㎡です。

使用借人は、農業の発展性を考慮し、農業生産の充実を図りたいというもの。貸人はこの申し出に応じたもの。使用貸借の期間は10年間です。

5月18日に現地確認をし、田で農地性有りを確認しました。

1番の案件と同時許可案件です。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町跡部地内、コメリ関市広見店の北西150mほどに位置する畑175㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大をしたいというもの。譲渡人は、遠方に居住し、管理ができないため、譲り渡したいというものです。

5月18日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町宇多院地内、榊松本紙器工業所の西400mほどに位置する市道沿いの農振農用地の田、1,235㎡です。

譲受人は、自宅近くの申請地を譲り受け、農業経営をしたいというもの。譲渡人は、会社勤務により耕作困難で、譲り渡すというものです。

5月18日に現地確認をし、田で農地性有りを確認しました。

以上、所有権移転に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計4件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1、2番について異議ありません。

○2番（大竹 誠君） 2番について異議ありません。

○25番（永井博光君） 3番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 4番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1 番の案件は、位置図は5ページになります。

申請地は、西田原地内、大杉公民館の西150mほどに位置する、市道沿いの畑、124㎡です。

申請人は、申請地を貸駐車場とし、建材業を営んでいる娘の夫に貸しつけるというものです。

5月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は6ページになります。

申請地は、迫間地内、ヤマト運輸㈱岐阜主管支店の南西100mほどに位置する、田、1,640㎡です。

申請地は田として耕作することが困難であるため、一時転用による嵩上げを行い、畑として梅を栽培したいというものです。

5月18日に現地確認をし、原野の状況であったため、始末書の添付があります。一時転用の期間は、許可日から4ヶ月間としています。

続いて、3番の案件は、位置図は7ページになります。

申請地は、下之保地内、高沢観音口バス亭の南西50mほどに位置する、県道沿いの田、畑、計2筆621㎡です。

申請地は、隣接する自身の住宅が老朽化し手狭となっており、住宅と車両の進入路としたいというものです。

5月18日に現地確認をし、一部が宅地の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は8ページになります。

申請地は、富之保地内、富之保橋の西詰めから南30mほどに位置する、県道沿いの田、49㎡です。

申請人は、隣接地に居住しているが、家族が増え駐車場が手狭になったため、車庫を建設したいというものです。

5月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、5番の案件は、位置図は9ページになります。

申請地は、洞戸地内、洞戸運動公園グラウンドの北西50mほどに位置する、県道沿いの田、畑、計2筆、513㎡です。

申請人は、板金業を営んでおり、資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したいというものです。

5月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、6番の案件は、位置図は10ページになります。

申請地は、武芸川町宇多院地内、岐北斎苑の北500mほどに位置する、農振農用地の田、1,

235㎡のうち805.55㎡。地積測量図の添付があります。

申請地は、自宅近くの田の一部を畑にしたいが、湧水のため畑作ができず、嵩上げしたい。また、農道の幅員が狭いため、農作業車の退避場所と通作道を造成したいというものです。

5月18日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。一時転用の期間は、許可日から1年間としています。

以上6件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を承ります。

○4番（栗倉秀夫君） 1番について異議ありません。

○5番（小川亮二君） 2番について異議ありません。

○20番（鈴木和道君） 3番について異議ありません。

○22番（土屋顯弘君） 4番について異議ありません。

○27番（林 修美君） 5番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 6番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の6件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、6番案件につきましては、11番 兼村正美委員の関連議案のため、他の案件の採決の後に議題といたします。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、6番案件を除いて説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は11ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、大杉地内、大杉公民センターの西300mほどに位置する、市道沿いの畑、497㎡です。

申請人は、親子で、使用借人は、アパート住まいで、手狭になっているため、申請地を借り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

5月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。使用貸借の期間は、30年間としています。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

続いて、2番の案件は、位置図は12ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、大杉地内、準栄工業㈱の西40mほどに位置する県道沿いの畑3筆、計199㎡です。

借受人は、申請地の近くで金属加工業を営んでおり、従業員の増加により新たに駐車場を確保し

たいというもの。貸付人は申請地の形状が悪く、耕作に向かないため、農地として維持が困難であり、申し出に応じ貸し付けるものです。賃貸借の期間は、20年間としています。

5月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。3番案件と同時許可案件です。

続いて、3番の案件は、位置図は13ページになります。

所有権移転で、申請地は、大杉地内、準栄工業㈱の西40mほどに位置する、県道沿いの畑2筆、計128㎡です。

譲受人は、申請地の近くで金属加工業を営んでおり、従業員の増加により新たに駐車場を確保したいというもの。貸付人は申請地の形状が悪く、耕作に向かないため、農地として維持が困難であり、申し出に応じるものです。

5月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。2番案件と同時許可案件です。

続いて、4番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転は、申請地は、西田原地内、準栄工業㈱の西に隣接する県道沿いの畑4筆、計1,224.11㎡。関市開発指導要綱により協議中です。

譲渡人は、永年耕作を続けてきたが、近隣の住宅化で農薬散布に支障をきたしており、金属加工業を営んでいる譲受人から、作業場、倉庫及び駐車場敷地として利用したいとの申し出に応じたものです。

5月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、5番の案件は、位置図は15ページになります。

所有権移転で、申請地は、迫間地内、岐阜県畜産研究所の北東300mほどに位置する、市道沿いの田、562㎡です。

譲渡人は、高齢となり耕作が困難で困惑しており、譲受人は、金型工場の倉庫及び従業員駐車場として利用したい。譲渡人はこの申し出に応じたものです。

5月18日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、7番の案件は、位置図は17ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、巾3丁目地内、安藤内科医院の南西150mほどに位置する、市道沿いの畑2筆。計144.82㎡です。

借受人は、申請地の北で印刷業を営んでおり、トラックの駐車場として利用したいというもの。貸付人は労働力不足で、農地として維持が困難であり、申し出に応じ貸し付けるものです。賃貸借の期間は、20年間としています。5月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

8番案件と同時許可案件です。

続いて、8番の案件は、位置図は18ページになります。

所有権移転で、巾3丁目地内、安藤内科医院の南西150mほどに位置する、市道沿いの畑2筆。一体利用地の雑種地を介して市道に接する畑1筆、計3筆338㎡です。

借受人は、申請地の隣接地で印刷業を営んでおり、自社所有地だけではトラックの通行に支障があるため、申請地を取得し、駐車場及び進入通路として利用したいというもの。貸付人は労働力不足で、農地として維持が困難であり、申し出に応じるものです。

5月18日に現地確認をし、一部が雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

7番案件と同時許可案件です。

続いて、9番の案件は、位置図は19ページになります。

所有権移転で、申請地は、倉知地内、マーゴ本館の東300mほどに位置する、市道沿いの田、2,059㎡。関市開発指導要綱により協議中です。

譲渡人は、永年耕作を続けてきたが、近隣の住宅化で農薬散布に支障をきたしており、不動産業を営んでいる譲受人から、ショッピングセンターが近く、住宅の需要が大きく建売分譲住宅敷地として利用したいとの申し出に応じたものです。

5月18日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は20ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、山田地内、安田や酒店の西に隣接する、国道沿いの田、計2筆、2,285㎡のうち1,258.22㎡です。地積測量図の添付があります。関市開発指導要綱により協議中です。

借受人は、申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというもの。貸付人は、仕事の都合で耕作が困難なため、使用借人の要望に応じたものです。

5月18日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、公共、公益的施設の整備状況から、500m以内に、幼稚園と診療所があるため、第3種農地と判断されます。

使用貸借の期間は、20年間としています。

続いて、11番の案件は、位置図は21ページになります。

所有権移転で、申請地は、富之保地内、八滝ウッディランドの南東600mほどに位置する畑、403㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己のための園芸用敷地したいというもの。譲渡人は、申請地から住まいが遠く、管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

5月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種農地以外のいずれにも該当しないため、第2種農地と判断されます。

続いて、12番の案件は、位置図は22ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、武芸川町跡部地内川北構造改善センターの東60mほどに位置する畑、計3筆、484㎡です。

借受人は、現在、借家住まいをしているが、手狭なため、妻の祖父の所有する申請地を借り受けて、住宅を建築したいというもの。貸付人は、申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

5月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

使用貸借の期間は、30年間としています。

続いて、13番の案件は、位置図は23ページになります。

所有権移転で、申請地は洞戸菅谷地内、下菅谷集会所の西30mほどに位置する畑、228㎡です。

申請人は親子で、譲受人である息子は、父と同居しているが、家族が増え手狭となったため、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

5月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、14番の案件は、位置図は24ページになります。

所有権移転で、申請地は武芸川町谷口地内、洞公民館の南200mほどに位置する市道沿いの畑、571㎡のうちの285.51㎡。地積測量図の添付が有ります。

譲受人は、現在の住まいが手狭のため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

5月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、15番の案件は、位置図は25ページになります。

所有権移転で、申請地は武芸川町谷口地内、洞公民館の南200mほどに位置する市道沿いの畑、571㎡のうちの350.33㎡。地積測量図の添付が有ります。

譲受人は、現在は長野県に住んでいるが、県内で暮らす子と同居するための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

5月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの2件の、計14件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○4番（栗倉秀夫君） 1番、2番、3番、4番について異議ありません。

○5番（小川亮二君） 5番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 7番、8番について異議ありません。

○9番（沼田久男君） 9番について異議ありません。

- 15番（山田公平君） 10番について異議ありません。
- 22番（土屋顯弘君） 11番について異議ありません。
- 25番（永井博光君） 12番について異議ありません。
- 27番（林 修美君） 13番について異議ありません。
- 30番（藤川 勝君） 14番、15番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の6番案件を除く14件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の6番案件を除く所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの2件、賃貸借権の設定に関するもの3件、計14件を岐阜県知事に進達することといたします。

続いて、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についての6番案件について事務局の説明を求めます。

（11番 兼村正美君、関連議案のため退席）

- 事務局課長補佐（渡辺 悟君） 6番案件について説明させていただきます。

6番の案件は、位置図は16ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は東仙房地内、関市文化会館の西250mほどに位置する市道沿いの田、757㎡のうち423.27㎡。地積測量図の添付が有ります。

申請人は親子で、借り人である息子は、父から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したいもの。貸人である父は、申し出に応じたものです。

5月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

以上、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 7番（加藤 徹君） 6番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の6番案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の6番案件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

（11番 兼村正美君、入席）

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の承認につきまして、事務局からの説明を求めます。

- 事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について、関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの14件、使用貸借権の設定に関するもの16件の、計30件について、承認を求められています。更新が21件48筆で、新規が14件19筆で、農業経営基盤強化

促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が66筆、畑が1筆で、計70,665.73㎡です。

地区は、上白金、小屋名、小瀬、広見、倉知、武芸川町高野と跡部の7地区。

設定を受ける者は、亀山美和、榊せき西アグリの2者です。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり承認することといたします。

次に、追加議案が2件あります。平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてに対する意見につきまして、事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 追加議案の1 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について説明させていただきます。

すでに、4月6日の総会で、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画については承認を得ていますが、4月から5月にかけて実施したパブリックコメントの結果、意見がなかったため、再度、承認を求めるものです。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。追加議案の1について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、追加議案の1を原案のとおり承認することといたします。

次に、追加議案の2 平成24年度農業会議への施策要望について 事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 追加議案の2 平成24年度農業会議への施策要望について説明させていただきます。

平成24年度の岐阜県農業会議の農政施策提案にあたり、関市農業委員会の意見・施策を反映させるため、資料にあります次の8項目の施策を要望したいというものです。

- 1 耕作放棄地解消対策の強化について
- 2 鳥獣被害防止対策について
 - (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金の確保について
 - (2) 有害鳥獣に対する有効な研究部門の設置について

(3) 鳥獣捕獲のためのわな狩免許の緩和について

3 食農教育の推進について

4 農業者戸別所得補償制度の継続・確保について

5 農地・水保全管理支払の共同活動・向上活動の交付金の確保について

6 「農の雇用事業」の継続実施について

7 青年就農給付金、農地集積協力金の事業費確保について

8 6次産業化の事業費確保について

以上8項目の施策要望についてご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。追加議案の2 平成24年度農業会議への施策要望について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、追加議案の2を原案のとおり承認することといたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 昨年、農地利用状況調査のパトロールを実施した際に耕作放棄となっている土地の所有者に対して、農地法第30条第1項の規定により別紙のとおり通知いたしますのでご承知ください。また、今年度も9月から10月にかけて農地利用状況調査のパトロールを計画しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、意見のある方はございませんか。

○7番（加藤 徹君） 他市では、耕作放棄地解消のために、ヤギの放牧などをしていますが関市では、検討されておられませんか。

○事務局主査（古田考幸君） 関市小野地区において、酪農家による牛の放牧を行っております。

○10番（天野邦男君） 一般の方にも制度を理解していただくために、文章の中の条文についての説明を入れてほしい。

○21番（土屋尊史君） 昨年のパトロールの時に緑色・黄色の耕作放棄の度合いについて判断が難しいため、わかりやすい基準を示されたい。

○27番（林 修美君） 山裾などは、山林なのか、耕作放棄地なのか判定がわかりにくい。

○事務局長（玉田和久君） 耕作放棄の状況については、今年度のパトロールまでに目合わせを行い判断の案を示すようにいたします。

○8番（大澤慶一君） 所有者の多くが高齢者であり原状復帰は困難であり、草刈りの作業委託に助成を検討できないですか。

○30番（藤川 勝君） 中山間地域の草刈り補助のような制度を検討させてはどうですか。

○21番（土屋尊史君） 市で農業機械を所有して借用なども可能でないか。

○事務局長（玉田和久君） 検討させていただきます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は、7月6日金曜日の午前10時から市役所6階大会議室で行う予定ですのでよろしく申し上げます。それから、地域別農業委員研修会が、7月4日

水曜日の午後1時半から午後4時までわかくさ・プラザの多目的ホールで行われますので、ご出席の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

これからの主な行事でございますが、6月15日が転用申請等受付締切日、6月18日が転用申請等の現地確認日、6月26日 木曜日が農業会議答申日でございます。以上がお知らせでございます。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様ございました。

午前11時20分 閉会